

第2回

子

新制度での教育・保育の場

ども・子育て支援新制度の情報をお届けします

27年4月
スタート
(予定)

第1回目では、保育所・幼稚園（新制度に移行しない幼稚園は除く）・認定こども園や地域型保育事業（以下「保育所など」といいます）を利用するには、認定証が必要となることをお伝えしました。今回は、認定に基づく給付についてお話しします。

給付とは、認定を受けて保育所などを利用する場合、費用の一部を公費で負担することをいいます。ただし新制度では、利用者の皆さんへ直接給付するのではなく、市町村から保育所などに支払う仕組み（法定代理受領）となります。これにより、保育所などの施設は設備の充実や職員の配置・処遇改善ができやすくなります。

●施設型給付対象施設

- **保育所** 保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児または幼児を保育する施設
- **幼稚園** 3歳から小学校入学前の幼児が遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培う施設
- **認定こども園** 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設

●地域型保育給付対象事業

左の施設型給付対象施設に加え、市町村の認可事業として4つの事業が新設されます。この事業は、原則0～2歳が対象です。

- **家庭的保育（保育ママ）** 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
- **小規模保育** 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気できめ細やかな保育を行います。
- **事業所内保育** 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育をします。
- **居宅訪問型保育** 障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

現在、上の4つの事業を行う予定の事業所はありません。事業所を創設するには町の認可が必要です。町も、需要と供給のバランスと地域の状況を見て、保育の場を確保していきたいと考えています。

CHECK

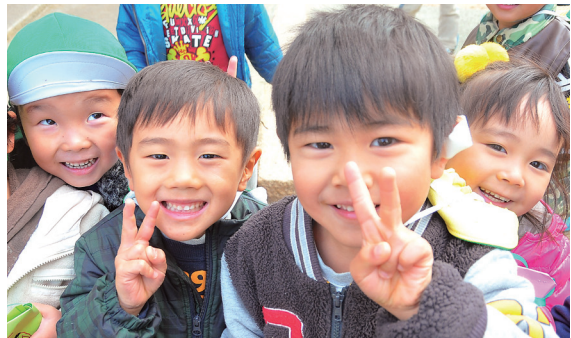
保護者負担はどうなるの？

●新制度に移行する施設型給付対象施設、地域型保育給付対象事業

保護者などの所得に応じた負担を基本とし、国が定める基準額を上限に市町村が保育料を設定します。また、施設によっては保育料以外に一定の要件のもとで、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合もあります。

●新制度に移行しない幼稚園

これまでどおり幼稚園が設定します。
※町の保育料は決まり次第お知らせします。



次回は「子育て支援について」を紹介します。

- 福祉課児童福祉係（保育所のこと） ☎ 985-4114
● 学校教育課学校教育係（幼稚園のこと） ☎ 985-4134